

連絡先 中部運輸局自動車交通部  
旅客第二課 野田、山田、富田  
Tel 052-952-8036

## 飛騨地区のタクシー運賃改定要請のお知らせ

平成29年12月26日、岐阜県高山市の山都自動車株式会社から一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の変更（運賃改定）を求める旨の要請書が提出されましたのでお知らせします。

なお、飛騨地区（※1）において、本要請の日から3ヶ月の間に要請（申請）書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数（※2）が7割以上となった場合、運賃改定要否の判断を行うこととなります。

### 1. 要請者

会社名：山都自動車株式会社  
住 所：岐阜県高山市昭和町1丁目93番地5

### 2. 公定幅運賃変更要請の概要（普通車要請分を抜粋）

#### 【初乗運賃】

- ◆初乗距離を「1.5km→1.2km」に変更
- ◆中型車・小型車の車種区分を廃止し、普通車へ車種区分を一本化

車種区分	要 請 運 賃
普 通 車	1.2kmまで 600円

車種区分	現 行 運 賃
中 型 車	1.5kmまで 660円
小 型 車	1.5kmまで 650円

#### 【加算運賃】

車種区分	要 請 運 賃
普 通 車	236mまで 90円

車種区分	現 行 運 賃
中 型 車	234mまで 80円
小 型 車	271mまで 80円

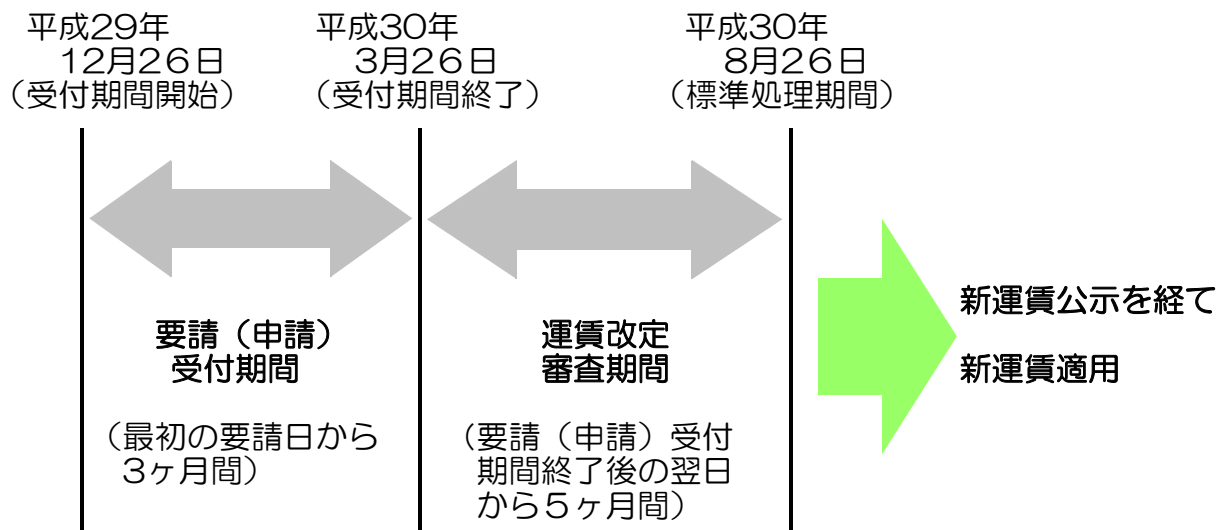
（※1）飛騨地区（運賃が適用される地域）とは？

岐阜県のうち、高山市、飛騨市、大野郡白川村、中津川市加子母、郡上市、下呂市、加茂郡白川町、加茂郡東白川村

（※2）飛騨地区 事業者数及び車両数（平成29年12月26日現在）

事業者数：16者  
車 両 数：205両 ※7割以上=144両

## 【今後の予定スケジュール】



- ※ 要請（申請）受付期間中に、要請（申請）書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が7割に達しなかった場合、運賃改定手続は見送ります。
- 申請受付期間中に、要請（申請）書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が7割に達したものの、要請（申請）書を提出した事業者のうち、標準的経営を行っている事業者の、実績年度及び実績年度の翌年度の加重平均収支率が、いずれも100%を超える場合、運賃改定手続は見送ります。